

議案第 30 号

三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する  
条例（案）

三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

備考 コテージの利用料金については，市内の学校教育で利用する場合は，教職員 1 人につき 2,000 円，児童・生徒 1 人につき 1,250 円。ただし，学校長の申請書を必要とする。

」を

「

備考 コテージの利用料金については，市内の学校教育で利用する場合は，教職員 1 人につき 2,000 円，児童・生徒 1 人につき 1,250 円。ただし，学校長の申請書を必要とする。

3 レストランの施設利用料金

区分	利用料金
レストラン	50,000円(月額)

備考 この表に定めのない事項については、別に定める。

」に

改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行日の前日までに行った処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。